

石巻市危機管理指針

第1章 総則

第1節 策定の背景と目的

本市においては、東日本大震災を経験し、自然災害に対する地域防災計画の整備はされているが、職員への暴力行為や爆破予告など、日ごろの業務の中で起こり得る危機事象に対しては、その対応はマニュアル化されておらず、所管課レベルでの習慣的なものになっている。

このことから、市民の生命・財産を災害又は事故などから守ることは市の責務であり、日ごろから不測の事態に備え、迅速な初動体制の構築や被害を未然に防ぐための対策が必要である。

そのため、本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、あらゆる危機に対処することが可能な強いまちづくりを目指し、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定めることにより、迅速・的確な危機管理体制を構築するとともに、関係機関等及び地域が円滑に連携及び協力し、もって市民の被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

第2節 定義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 危機

市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいい、これには、行政の円滑な運営が阻害される事態、市民生活に不安や不信を与える事態、又は市に対する信頼若しくは信用を著しく失墜させる事態も含まれる。

2 危機事象

危機をもたらす可能性のある状況の発生をいう。

(例)

- ・地震、台風等の自然災害、大規模火災、武力攻撃事態、大規模テロ等
- ・行政業務妨害、自治体施設での犯罪等
- ・公金管理に係る不祥事、情報漏えい、コンピュータシステム障害等

3 危機要因

危機事象が、重大な被害結果をもたらす可能性を高める要素をいい、物事や行動に潜在する。

4 危機管理

危機を未然に防止し、又は発生した時に被害を最小限に抑制するための諸活動の総称をいう。危機管理には、平常時に行う「危機の発見・評価」、「危機の未然防止活動」、「緊急対応の事前準備」、「緊急時の対応」及び「収束時の対応」がある。

第3節 対象となる危機事象

1 想定される危機事象と所管部局

	危機事象名	所管部局	関係部局
1	[自然災害] 大地震、津波、土砂災害、風水害、異常気象、不測の 天変地異	総務部	全部局
2	[特殊災害] 原子力発電所トラブルによる放射性物質事故、大規模 火災・爆発、危険物事故、ライフラインの事故	総務部	全部局
3	[行政対象暴力] 市長などの要人及び職員への危害、各種会場及び窓口 での暴力等	総務部	全部局
4	[市庁舎における事件・事故] 不審者、酔っ払い等の侵入、危険物の持込み、盗難等	総務部	各施設所管部
5	[市職員による事件・事故] 信用失墜、不祥事、情報漏えい、健康被害等	総務部	全部局
6	情報システム、コンピュータネットワークへの障害等	総務部	関係所管部
7	[感染症の発生] 新型インフルエンザ、SARS、動物由来感染症、 その他のウイルス及び細菌感染症	健康部	関係所管部
8	大気・土壌汚染、水質汚濁による人の健康又は生活 環境への被害	生活環境部	関係所管部
9	廃棄物処理における事件・事故	生活環境部	関係所管部
10	[家畜伝染病の発生] 鳥インフルエンザ、口蹄疫、BSE等	産業部	関係所管部
11	市道における事件・事故	建設部	関係所管部
12	公金横領、未払い、誤払い、追徴	会計	関係所管部
13	幼児・児童・生徒に関わる事件・事故	教育委員会 又は福祉部	
14	市工事現場における事件・事故	工事担当部	関係所管部
15	[市所管施設における事件・事故] 教育施設、各会館、市営住宅、駐車場、公園等	関係所管部	
16	市主催イベント等における事件・事故	関係所管部	
17	その他各事業・事務における事件・事故	全部局	

※ 総合支所地区内で発生した事象については、その地区を管轄する総合支所が関係部局となる。

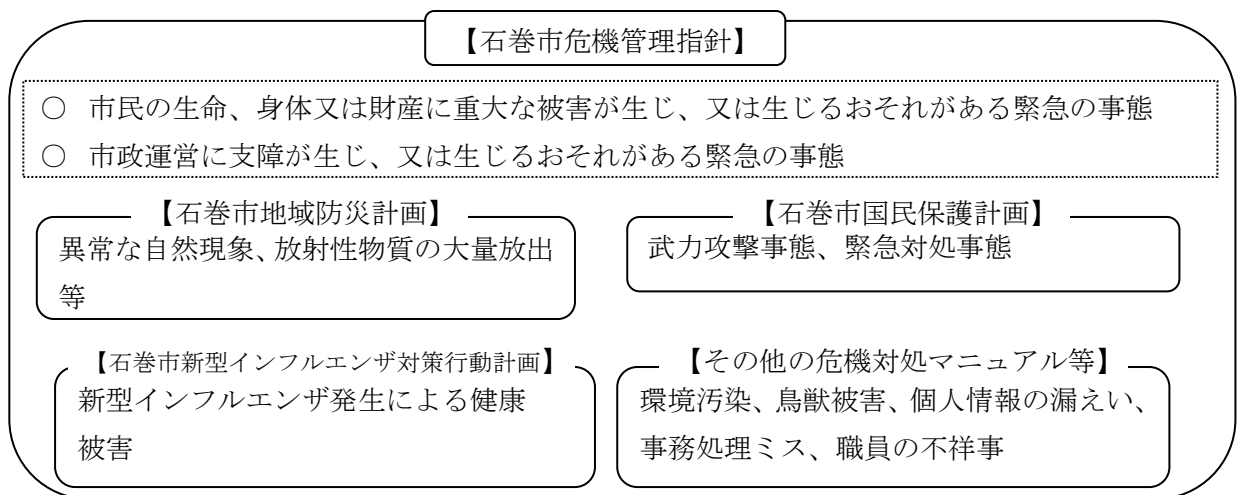
※ 上記表に掲げた事象については、被害の拡大等状況の推移によっては、地域防災計画、国民保護計画又は新型インフルエンザ対策行動計画による対応に移行する場合がある。

2 他の計画等との関係

本指針は、本市における危機への対応全般についての基本的かつ標準的な事項を示すものとし、対象とする危機の中で、次に掲げる計画等については、それぞれの危機に対処するためのマニュアル等（以下「危機対処マニュアル等」という。）に従って対応するものとする。

- (1) 石巻市地域防災計画
- (2) 石巻市国民保護計画
- (3) 石巻市新型インフルエンザ対策行動計画
- (4) その他所管部等において作成した危機対処マニュアル等

《危機への対応体系》



第4節 危機管理体制

1 役割

(1) 危機事象の所管部局

- ① 所管部局が明確な危機事象については、各所管部局において主体的に対応するものとする。
- ② 所管部局が明確でない危機事象については、総務部長が所管部局を決定し、当該所管部局において主体的に対応するものとする。
- ③ 所管部局が複数に及ぶ危機事象については、総務部長が主たる所管部局を決定し、当該主たる所管部局を中心に、関係部局が連携・協力して対応するものとする。

(2) 総務部の役割

総務部は、危機管理に係る総合調整を所管する部局として、次の役割を担うこととする。

- ① 各所管部局における対応への支援
- ② 被害の程度等から全庁的な対応を必要とする場合の総合調整
- ③ 発生直後の所管部局が特定できない段階での初動対応
- ④ 危機管理に関する一般的な啓発・研修等
- ⑤ 各部局の危機管理体制及び職員の危機管理能力の向上に対する支援

2 危機発生時の組織態勢（緊急レベル）及び危機ランクの関係

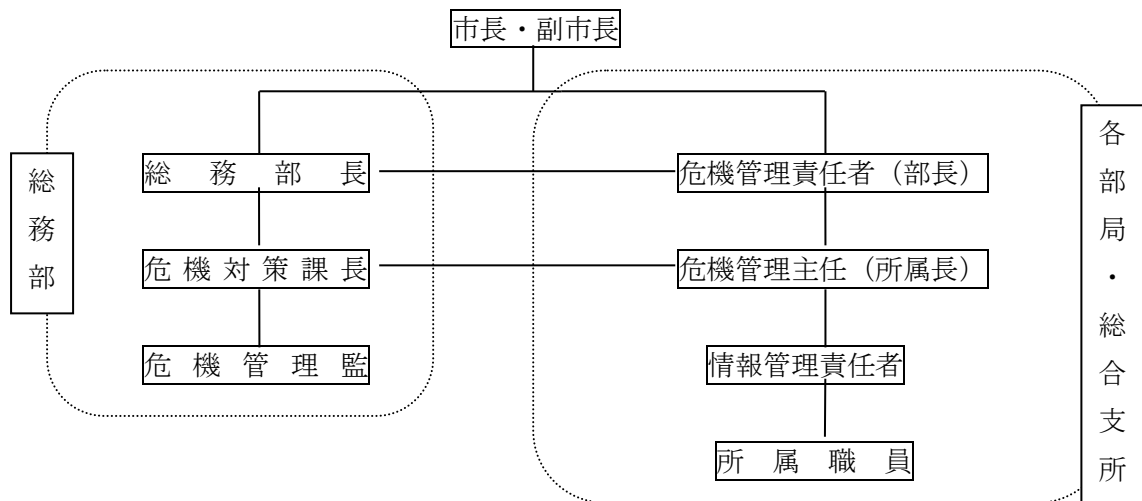
緊急レベル	緊急時の組織態勢		危機ランク	危機の状況
	所管課	平常時の課の態勢で対応できる事態	ランク 1	市民生活又は市の業務に及ぼす影響は小さい
レベル 1	部局危機対策本部	部の緊急態勢が必要な事態	ランク 2	市民生活又は市の業務に及ぼす影響が大きい
レベル 2	市危機対策本部	① 部レベルの対応能力を超え、複数部署の連携対応が必要 ② 市長を本部長とする全庁的な緊急態勢が必要	ランク 3	市民の生命・身体・財産等に重大な影響を及ぼす、若しくは市政の信頼に重大な影響を生ずる
	市新型インフルエンザ対策本部			
レベル 3	市災害対策本部	甚大な災害	ランク 4	市民の生命・身体・財産等に甚大な影響を及ぼし、全職員規模の動員を要する
	市国民保護対策本部	武力攻撃事態等		
	市緊急処理事態対策本部	大規模テロ等		

※ 危機ランク 4 については、市災害対策本部条例及び市国民保護対策・緊急処理事態対策本部条例の規定により対応するものとする。

3 危機管理主任の設置

各部課等に、平常時から危機管理主任（課長職。ただし、出先機関については各機関の長）を置き、職員の意識改革を含めた部課等の危機管理体制の強化に取り組むものとする。

※ 危機管理担当者概念図



4 危機対処組織の設置

危機ランク（４頁参照）に応じて「部局危機対策本部」や「市危機対策本部」、「市災害対策本部」等の対策本部を設置する。これは、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危機対策本部の二段階の危機管理体制を構築するものである。通常の場合は、まず部局危機対策本部を設置し、被害が甚大又は被害の拡大が予測されるときなどに市長をトップとする市対策本部を設置することとなる。しかし、極めて重大かつ緊急な場合には、危機発生直後から市対策本部を設置する。

5 部局危機対策本部の設置

各部局での緊急態勢が必要と思われる危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、部長（危機管理責任者）をトップとする部局危機対策本部を設置する。

なお、部局危機対策本部の庶務は、各部庶務担当課において処理する。

6 市対策本部の設置

（１）市災害対策本部

地震や風水害などの自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害が甚大又は被害の拡大が予測されるなど、応急対策が複数部課等の所管にわたり、その対策を一つの指揮命令のもとで総合的に実施する必要があるときに「市災害対策本部」を設置する。

なお、市災害対策本部の庶務は、危機対策課において処理する。

（２）市国民保護対策本部等

武力攻撃事態等について対応するため「市国民保護対策本部」を、また大規模テロ等について対応するため「市緊急対処事態対策本部」を設置する。

なお、市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の庶務は、危機対策課において処理する。

（３）市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３４条の規定により、直ちに、「市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

なお、市新型インフルエンザ等対策本部の庶務は、健康推進課において処理する。

（４）市危機対策本部

上記以外の危機が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、被害が甚大又は被害の拡大が予測されるなど、応急対策が複数部課等の所管にわたり、その対策を一つの指揮命令のもとで総合的に実施する必要があるときに「市危機対策本部」を設置する。

なお、市危機対策本部の庶務は、危機対策課において処理する。

第2章 事前対策

第1節 未然防止対策

1 未然防止対策と行政体系の確立

危機の発生を未然に防止するためには、その兆候を事前に察知し必要な対策を行うことが重要である。

このため、各部局は、市外や県外において発生し、又は発生するおそれのある危機事象について日ごろから細心の注意を払い、必要に応じて情報収集を行うとともに、本市への派生、あるいは本市での発生の可能性を検証し、必要な対策を講じるように努める。

また、市の事務事業については、円滑な市政運営に支障が生じないよう、危機管理の視点からその執行方法等を検証し、必要な改善を施すことにより、危機を発生させないような行政体系の確立に努める。

2 未然防止対策の実施対象者範囲

市に発生する危機を未然に防止するためには、市の正規職員のみならず、次の立場で行政運営・サービス提供に係わる者は、危機の未然防止に積極的に協力又は参画する責務を有するものとする。

- (1) 他の地方自治体等と雇用関係を有するが、現在、市の運営管理下で業務を実施している者
- (2) 市の雇用している非常勤嘱託職員、臨時的任用職員及び派遣職員
- (3) 市との業務委託契約又は指定管理者制度等により一定期間、市の運営管理下で業務を実施している者並びに市有施設の運営を担う者

第2節 事前準備

1 各部局危機対応マニュアルの作成及び検証

(1) 危機対応マニュアルの作成

各部局は、それぞれの所管する事務・事業の遂行に当たり発生が予想される危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、石巻市危機管理指針に基づき、関係部局や関係機関等と十分に協議・調整しながら、危機事案別にマニュアルを作成する。

また、各部局は、マニュアル作成の際に、危機事案に応じて休日・夜間も含めた迅速かつ的確な対応が可能となる所要職員数が確保されるよう、非常参集要員を予め指定するとともに、非常参集のための緊急連絡網を定めておくものとする。

さらに、作成したマニュアルは、日ごろからイントラネットなどを活用し職員間で共有するように努める。

(2) マニュアルに基づくシミュレーションの実施と検証

各部局は、作成したマニュアルについて年に一度シミュレーションを実施し、マニュアルの検証を行う。

(3) 危機対策課への報告

各部局等は、マニュアルを作成し、又は見直しを行ったときは、その内容を危機対策課へ報告する。

第3節 危機管理能力・意識の向上

1 危機管理責任者（各部局長）の危機管理能力の向上

危機管理責任者（各部局長）は、危機発生時の被害や影響を回避・軽減するため、常に危機に対応できるよう起こり得る事案を想定し、マニュアルの実効性を高めるためそれに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて備え、必要な訓練を行う。

2 職員の危機に対する意識の向上

職員は、必要な危機管理の知識や技術の向上に努める。

また、職員の危機に対する意識の向上を図るため、人事課長は、危機管理全般に関する研修を行い、危機管理責任者（各部局長）は、関係部局長と連携して危機を想定した研修を行う。

3 市民等に対する危機意識の啓発

危機管理責任者（各部局長）は、危機発生の予防や、危機発生時の被害軽減が図られるよう、市民等に対し具体的な危機の発生を想定した危機意識の啓発を実施する。

第4節 平常時の業務

1 危機事案による被害の想定

危機管理責任者（各部局長）は、所管する危機事案及びその対策の現状を把握するとともに、把握した現状を基に、その被害の程度と影響の大きさ等を想定し、マニュアルに明記する。

2 情報の収集分析及び対応

危機管理責任者（各部局長）は、通常業務で収集できる情報を積極的に収集し、収集した情報の内容が危機に発展しないかその情報を分析し、迅速な対応がとれるよう努める。

3 危機予防対策の実施

危機管理責任者（各部局長）は、関係部局長と協力し、適宜適切に、次の危機予防対策を講じる。

（1）点検活動

各部局は、危険な状況を生じさせる原因となるものを排除するため、職場危機管理チェックリスト（様式1）により日常の維持管理を行うとともに危機の対象となるものの調査を実施する。

（2）市民への広報

危機の発生のおそれがあるとき、発生を回避したり、市民等の不安を解消したりするために、市民等にホームページや広報等で迅速・的確な情報提供に努めるとともに、市民等からの問い合わせ窓口を設置する。

4 連携協力体制の整備

危機管理責任者（各部局長）は、危機管理に関し、危機発生時において連携し迅速・的確な対策が実施できるように、平常時より、関係部局長や関係機関等との連携事項、連絡手段・ルートを整理し、連絡先一覧を整備する。

5 資機材の整備

各部局等は、危機の発生に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し円滑な調達が図れるように整備する。

第3章 応急対策

第1節 初動対応

1 情報の収集・伝達

危機管理責任者（各部局長）は、危機が発生した場合には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であることから、予め定めた情報伝達経路等により正確な情報を収集するとともに、総務部、関係部局及び関係機関・地域へ伝達し、関係者間で危機に係る情報の共有化を図る。

また、危機管理責任者（各部局長）は、緊急時初動チェックリスト（様式2）により状況確認を行うとともに、危機管理体制で決定した事項・指示等を速やかに対策にあたる職員に周知する。

2 情報の一元化

危機事象の発生直後は情報の収集・伝達ルートの錯綜による混乱が懸念されることから、情報の一元化を図る必要がある。

このため、各部局等は、収集された情報の集約及び関係機関への伝達等、関連情報の管理を一元的に統括する情報管理責任者を、予め危機対応マニュアルに定めるものとする。

情報管理責任者は、収集した情報を速やかに整理し、総務部及び関係部局へ伝達する。

3 市長への報告

（1）発生報告等

危機が発生したとき、危機管理責任者（各部局長）は、危機事象発生状況速報票（様式3）により、危機の発生報告又は被害状況等を直ちに市長及び副市長へ報告する。

また、市長及び副市長への報告にあわせて、総務部長へ報告するものとする。

（2）応急対策等の詳報

危機の詳報及び応急対策の詳報については、危機事象対応報告書（様式4）により、原則として危機管理責任者（各部局長）が総務部長同席のもと市長に報告するものとし、必要に応じて関係部局長が同席する。

4 危機管理体制の決定

市長又は危機管理責任者（各部局長）は、発生した危機の内容・性質・規模に応じて総務部長と協議の上、必要な危機管理体制を決定する。

危機の規模や被害状況等が発生時より拡大した場合又は縮小した場合には、速やかに適切な危機管理体制に移行させ対応する。

なお、危機管理体制の決定・変更にあたっては、市長及び副市長の指示を仰ぐものとする。

第2節 危機ランク1の対応

当該事案が平常時の課の態勢で対応できる危機ランク1の事態と判断された場合、各部局はその通常業務の体制にて対応を行う。

所管の部局長は、総務部長及び関係する部局と連絡を密にし、不測の事態に備える。

市長又は所管の部局長は、当該事案が本指針で定める危機事案へと拡大するおそれがある場合又は社会的に影響が大きいと判断される場合には、総務部長と協議の上、危機管理体制を変更するものとする。

第3節 危機ランク2の対応

1 部局危機対策本部の設置

当該危機が危機ランク2の部局体制による対応が必要と判断された場合、所管の部局長は部局危機対策本部を設置し、マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対処する。本部長は、所管の部局長が努めるものとする。

部局危機対策本部を設置する場合、危機管理責任者（各部局長）は直ちに市長及び副市長へ報告する。

なお、その後の状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全庁的な対応が必要と判断される場合には、総務部長と協議の上、市長に市危機対策本部の設置を具申する。

2 応急対策の決定・実施

危機事象が発生した場合、危機管理責任者（各部局長）は、必要に応じ部局本部会議を開催し、応急対策について検討を行い、総務部長と協議の上、その内容を決定し迅速かつ適切に実施する。

なお、応急対策を実施するに当たり、部局内だけで対応できない場合は、他部局の応援を要請することができる。この場合、総務部長は担当部局と応援部局との調整を行う。

3 部局危機対策本部の廃止

危機管理責任者（各部局長）は、当該危機が収束したと認めたとき、又は市危機対策本部が設置されたときは、部局危機対策本部を廃止する。

第4節 危機ランク3の対応

1 市危機対策本部の設置

当該危機が危機ランク3の全庁体制による対応が必要と判断された場合、市長は市危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対処する。本部長は、市長が努めるものとする。

2 応急対策の決定・実施

危機事象が発生した場合、市長は、必要に応じ本部会議を開催し、応急対策について検討を行い、その内容を決定し迅速かつ適切に実施する。

必要となる応急対策は、危機事象の種類や程度によって多種多様であることから、想定危機事象については、必要となる応急対策をマニュアルに定め、その他の危機事象については、市地域防災計画における対策を参考として実施する。

3 市危機対策本部の廃止

市長は、当該危機が収束したと認めたとき、又は市危機対策本部を置く必要がないと認めたときは、市危機対策本部を廃止する。

第5節 広報活動

1 庁内における情報共有

総務部長は、危機発生時の混乱を防止し、通常業務の継続を確保するため、迅速かつ的確に危機事象についての内部周知を図る。

2 市民への情報提供

危機管理責任者（各部局長）は、情報管理責任者を中心に一元的な情報管理を行い、危機発生時の混乱を防止し、市民の安全・安心を確保するため、市のホームページ、SNS、コミュニティFM、防災行政無線などにより迅速かつ的確に情報を提供する。

なお、提供すべき情報としては、危機事象に関する以下の事項が想定される。

- ① 発生時からの経過と状況
- ② 被害状況
- ③ 発生の原因と責任の所在
- ④ 対応策
- ⑤ 二次被害の危険性
- ⑥ 再発防止策
- ⑦ 市民がとるべき適切な対応
- ⑧ 生活関連情報

3 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供にあたっては、記者会見、資料提供、投げ込み等により速やかに行うこととし、その方法、内容、及び時期等について、秘書広報課と緊密な連絡を取り合っていくこととする。

第4章 事後対策

第1節 安全性の確認と関係者への支援

1 安全性の確認

危機管理責任者（各部局長）は、危機事象に係る応急対策が完了し、終息に向かっていると判断できた段階で、関係機関とも連携し安全性の確認を行うこととする。

安全性が確認された場合は、報道機関を通じて公表するとともに、市報、市のホームページ、SNS、コミュニティFM、防災行政無線などを活用し広く市民に周知する。

2 関係者の心身の健康相談の実施

危機事象の発生に伴い、職員を含む関係者に身体的被害や心的ストレス障害、避難等の生活環境の変化による健康不安等が生じる可能性があることから、各部局は関係機関と協力して、健康調査、健康相談の実施など必要な対策を講じることにより、関係者の健康の回復・確保を図るものとする。

第2節 再発防止策の検討・実施

1 原因の調査

各部局は、発生した危機事象が収束し、安全性が確認できた段階で、関係機関や当該危機事象に関する専門家の協力等を得て、可能な限り発生の原因・メカニズムの解明に努めるものとする。

2 再発防止策の検討・実施

各部局は、原因調査の結果等を踏まえて、再発防止のための方策を検討し、可能なものから随時実施することとする。

第3節 対応の検証とマニュアルの見直し等

1 危機事象への対応の検証

各部局は、発生した個別の危機事象に関して発生直後の応急対策から再発防止策の検討・実施までの各局面における対応実績について、その適否及び改善の可能性等を検証し、評価するものとする。

2 マニュアルの見直しと訓練の実施

(1) マニュアルの見直し

各部局は、危機事象への対応の検証を踏まえて、マニュアルの見直し又は新規作成を行うよう努めるものとする。

(2) 職員研修・訓練の実施

各部局は、必要に応じて当該危機に係わる職員研修・訓練を積極的に実施することで、庁内全体の危機管理の教訓にするとともに、同種の危機への今後の備えとして知恵の集積を図る。

3 個別マニュアルの点検

各部局は、毎年度マニュアルの点検を行い、その結果を危機対策課に報告するものとする。また、点検の結果、マニュアルを修正した場合には、危機対策課に提出するものとする。

4 記録の保存・継承

各部局は、将来的に同様の危機事象が発生した場合に資するため、発生した危機事象についての

一連の経緯に係る記録を作成し、保存するものとする。

また、記録を作成した場合は、危機対策課に提出するものとする。

5 本指針の見直し

危機対策課は、各部局における個別の危機事象への対応実例等を踏まえて、本指針についても必要に応じて見直すこととする。